

南国税務署からのお知らせ

確定申告会場へのご来場を検討されている方へ～感染リスク軽減のためのお願い～

密を避ける

○ご自宅からスマートフォン又はパソコンでe-Tax(電子申告)
※印刷して郵送等で提出することもできます。
○作成手順は国税庁の動画サイトでチェック!!

動画サイトはこちら

密を作らない

○確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。
○「入場整理券」はLINEから事前発行できます。
確定申告会場で当日配付も可能です。

友だち追加はこちらから!

※入場整理券の当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

確定申告会場にお越しになる方へ～感染リスク軽減のためのお願い～

入場整理券が必要

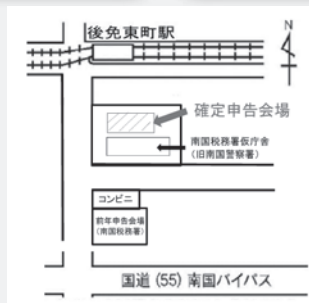
検温の実施

※37.5度以上の発熱が認められる場合等は入場をお断りさせていただきます。

マスクの着用・手指消毒

小人数での来場

会場 **南国税務署 仮庁舎(旧南国警察署)別館2階**
 開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)
 (土・日・祝日を除く)
 受付時間 午前8時30分～午後4時
 (入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります)
 相談開始 午前9時～



★ご協力ください★

確定申告会場では、ご自身のスマートフォンを使用した申告を推進しています。
 また、翌年以降、確定申告会場にお越しいただくことなく申告を行っていただけるよう、確定申告会場内のパソコン等の操作はご自身で行っていただいております。

確定申告電話相談センター

☎863-3215 【1月14日(金)～3月15日(火)】
 所得税、消費税、贈与税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。
 自動音声に従って「0」を選択してください。

■問い合わせ／南国税務署 ☎863-3215(自動音声でご案内しています。)

市民課からのお知らせ

南国税務署確定申告会場にマイナンバーカードの申請コーナーを開設します

開設期間

2月16日(水)～3月15日(火)(土・日・祝日を除く)
 9:30～11:30 13:30～14:30

申請に必要なもの

①個人番号カード交付申請書
 (右のもの又は再送付された交付申請書)
 ②通知カード(持っている方のみ)
 ③本人確認書類
 (顔写真付き含む2点:例 運転免許証、健康保険証など)
 ※手続きをスムーズに行うため、できれば本人確認書類の写しを持参いただくようご協力をお願いします(必ず原本もご持参ください)。
 また、上記の書類をお持ちでなくても、申請できますので、当日はお気軽にお声をおかけください。

■問い合わせ／市民課市民係 ☎880-6574

上部が通知カード、下部が交付申請書になっています。

税務課からのお知らせ

個人住民税(市・県民税)の申告

市役所での申告受付は予約制です。
 予約がない方は、申告受付できない場合があります。

「予約」はお済みでしょうか?



- 予約方法:前日までに電話で予約(平日8:30～17:00)
※混雑を避けるため、窓口での予約はご遠慮ください。
- 予約受付電話番号:880-6554(税務課直通)
- 申告受付期間:2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日・祝日を除く
- 受付時間:①8:45～11:15 ②13:00～16:30

☆注意事項☆

- ・予約時間には必ず税務課窓口へお越しください。遅れると受付できない場合があります。予約した時間に来られなくなった場合は、必ず連絡してください。なお、申告内容や混雑状況によっては、受付開始が予約時間から前後することがあります。
- ・申告当日に検温を実施し、37.5度以上の発熱が認められる場合は受付できません。来庁の際は、マスクの着用、手指消毒にご協力をお願いします。

☆申告内容の留意点☆

事前に添付資料を作成のうえ、予約時間にご来庁ください。
 「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」など、添付資料を作成していない場合は、申告受付ができません。
 年金受給者などの方で、所得税の確定申告をする方も期間中は市役所で申告を受付できますが、分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は税務署で申告をお願いします。
 なお、所得税の確定申告を済ませた方は、個人住民税の申告は必要ありません。

要介護認定を受けている方へ

介護保険の要介護認定を受けている方は、次の控除を受けられる場合があります。

- 障害者控除／令和3年の12月末日時点において、南国市で要介護2～5の認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳交付の有無にかかわらず、「障害者控除」の対象となります。この控除を希望する方は、長寿支援課に「障害者控除対象者認定書」を請求してください。
 ※障害者控除対象者認定書の問い合わせ／長寿支援課介護保険係 ☎880-6556
- 医療費控除／介護保険の利用者が支払ったサービス費の中で、領収書に「医療費控除の対象となる金額」が記載されているものは、医療費控除の対象となります。控除を希望する方は「医療費控除の明細書」を作成して申告してください。

■問い合わせ／税務課市民税係 ☎880-6554